

# 龍ヶ崎市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	75,813人	29,252,004 千円	1,784,471 千円	4,154,063 千円	14.2%	14.6%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

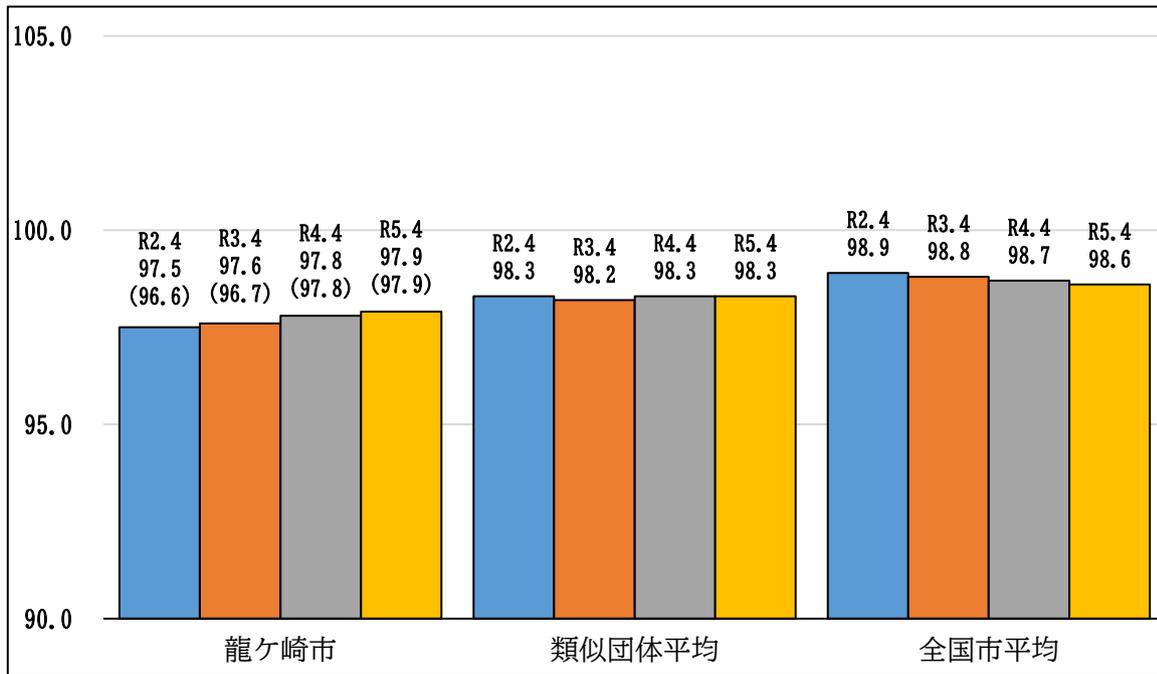
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団体（ Ⅱ-3）平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	394人	1,500,826 千円	396,546 千円	629,364 千円	2,526,736 千円	6,413千円	6,066千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

### (4) 給与改定の状況

※市で人事委員会を設置していないため作成なし。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）

- ・一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
- ・1級の全号給及び2級の低位号給については、引下げなし。
- ・3級以上の級の高位号給は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。
- ・40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から4級・5級及び6級に号給を増設。
- ・激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
- ・他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準10%に対し、龍ヶ崎市においては10%を支給

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は5%、給与改定後は平成27年4月に遡及し7%、平成28年4月1日時点は7%、平成29年4月1日時点は8%、平成30年4月1日以降は9%を支給、令和4年4月1日以降は10%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合									
	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	5%	7%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
龍ヶ崎市の支給割合	5%	7%	7%	8%	9%	9%	9%	9%	10%	10%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

管理職手当を平均2割増額。（令和6年4月1日実施）

## (6)特記事項

給与抑制措置として、令和3年度まで管理職手当を10%減額して支給、令和4年度からは減額なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
龍ヶ崎市	44.0歳	327,900円	425,463円	394,641円
茨城県	41.9歳	321,109円	406,140円	363,632円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.6歳	310,260円	401,078円	356,435円

## ②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職 員 数	平均給 料月額	平均給 与月額 (A)	平均給 与月額 (国比較 ベース)	対応する民間の 類似職種	平均 年齢	平均給 与月額 (B)	
龍ヶ崎市	54.5 歳	26人	311,200 円	358,388 円	350,853 円	—	—	—	—
うち清掃 職員	56.5 歳	2人	278,900 円	312,100 円	310,350 円	廃棄物処理業	47.3 歳	310,800 円	1.00
うち用務員	58.0 歳	10人	311,100 円	349,940 円	345,290 円	他に分類されな い運搬・清掃・ 包装等従事者	49.1 歳	241,700 円	1.45
うち自動車 運転手	51.8 歳	14人	316,000 円	371,235 円	360,742 円	乗用自動車運転 者（タクシー運 転手を除く）	62.4 歳	218,800 円	1.70
茨城県	57.4 歳	148 人	303,005 円	348,220 円	328,216 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	52.3 歳	17人	321,114 円	373,492 円	352,981 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
龍ヶ崎市	—	—	—
うち清掃職員	5,577,000円	4,321,100円	1.29
うち用務員	5,635,780円	3,253,900円	1.73
うち自動車運転手	5,848,804円	2,936,600円	1.99

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～令和4年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### (2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		龍ヶ崎市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	191,700円	191,700円	185,200円
	高校卒	158,900円	158,900円	154,600円
技能労務職	高校卒	156,800円	156,800円	—

※人事院勧告等による給与改定前

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

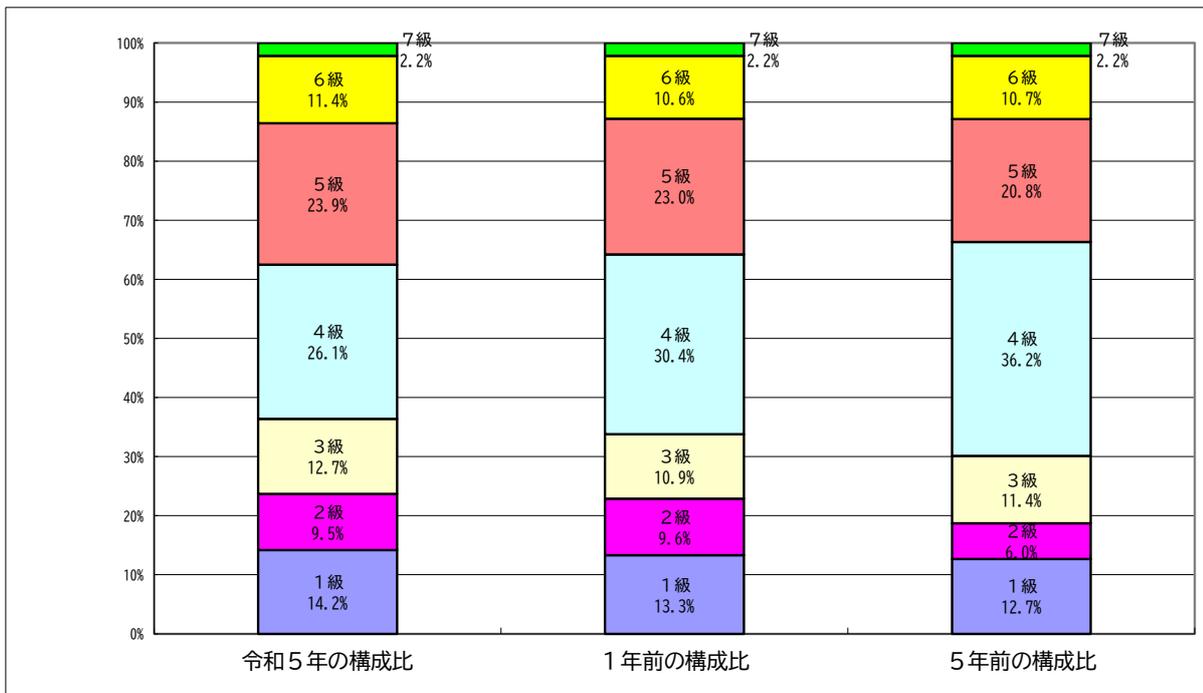
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,200円	360,900円	383,800円	400,100円
	高校卒	223,600円	—	331,500円	387,000円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

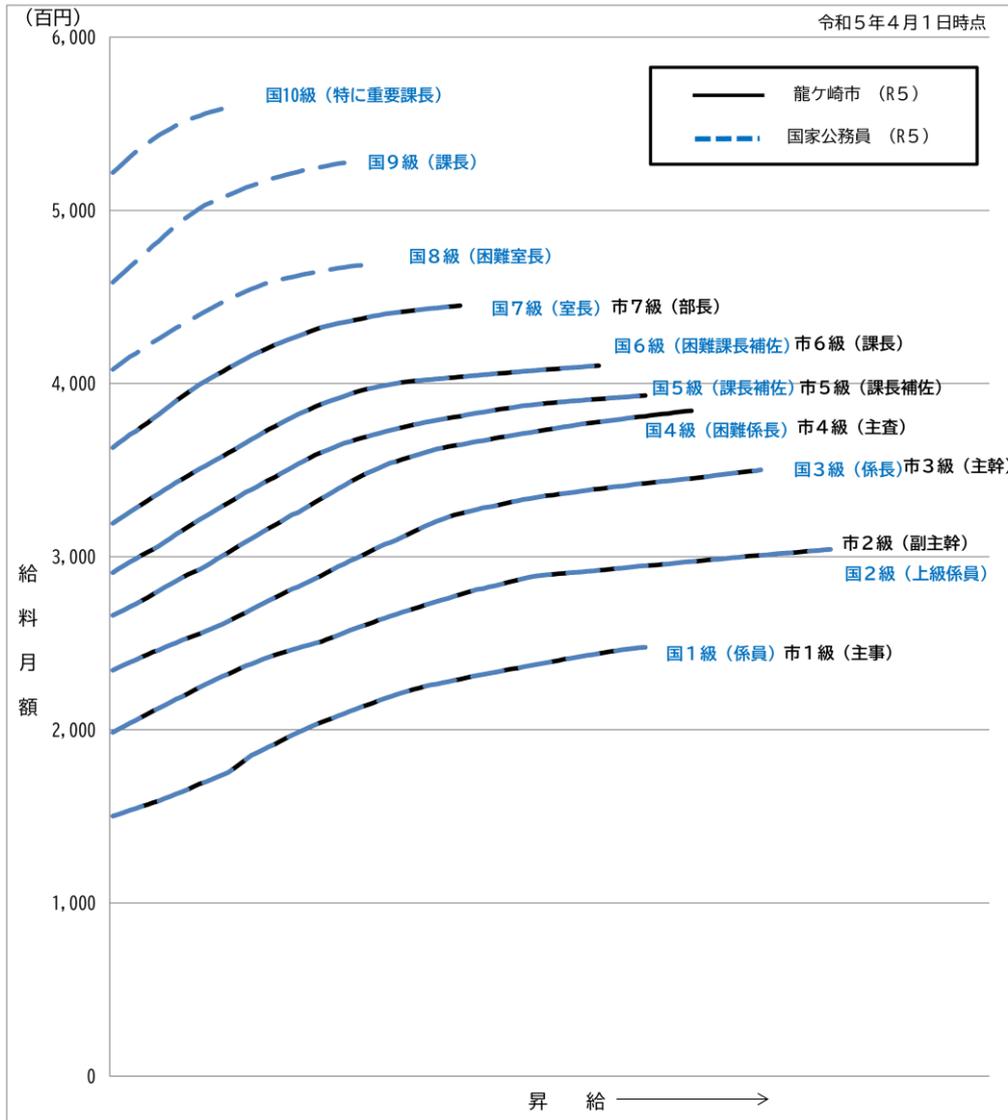
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長、議会事務局長	9人	2.2%	365,500円	446,200円
6級	次長、危機管理監、会計管理者、参事、課長	46人	11.4%	323,100円	411,300円
5級	副参事、課長補佐	96人	23.9%	295,400円	394,000円
4級	主査、係長、副主査	105人	26.1%	271,600円	385,200円
3級	主幹	51人	12.7%	240,900円	351,000円
2級	副主幹	38人	9.5%	208,000円	305,200円
1級	主事、主事補	57人	14.2%	162,100円	249,400円

- (注) 1 龍ヶ崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（龍ヶ崎市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

龍ヶ崎市	茨城県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,618千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,686千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4月分 勤勉手当 2.0月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4月分 勤勉手当 2.0月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4月分 勤勉手当 2.0月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（龍ヶ崎市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

龍ヶ崎市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2%~20%加算			定年前早期退職特例措置2%~45%加算		
1人当たり平均支給額 14,064千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		178,453千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		414,043円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
龍ヶ崎市	10%	428人	10%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		230千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		4,261円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度決算）		12.53%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
感染症防疫作業手当	健康増進課職員	感染症の防疫作業に従事	0千円	日額300円
		新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するため緊急に行われた作業に従事	41千円	日額500円～ 日額1,500円
社会福祉業務手当	福祉総務課、障がい福祉課、保護課、こども家庭課、健康増進課職員	各法令に基づく諸調査・指導等の業務に従事	125千円	日額300円
動物死体処理作業手当	生活環境課、農業政策課職員	動物の死体処理作業に従事	19千円	日額300円
行旅死亡人等取扱い業務手当	福祉総務課、障がい福祉課、保護課職員	行旅病人の救護作業に従事	0千円	日額600円
		行旅死亡人、変死人の収容作業に従事	45千円	日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	93,019千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	307千円
支給実績（令和4年度決算）	87,650千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	305千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

## (6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 16歳から22歳までの 子1人につき5,000円 加算 など	同じ		46,442千円	263,874円
住居手当	借家の場合 家賃16,000円を超える 場合に限り, 28,000円 を限度に支給	同じ		20,820千円	301,743円
通勤手当	交通機関利用の場合 月額最高55,000円 自動車等使用の場合 片道2km以上で 使用距離に応じて支給 距離による加算	異なる	距離による 加算	29,457千円	81,599円
管理職手当	部長: 75,000円 課長: 53,000円 課長補佐: 33,000円など	異なる	支給額	71,538千円	496,792円
休日勤務手当	給料×135/100	同じ		※時間外勤務 手当に含 む	
災害派遣手当	30日以内の公用施設利用 で日額3,970円など			0千円	0円
宿日直手当	日額4,500円（勤務5時間 未満は半額）	異なる	日額4,200円	1,098千円	6,421円
管理職員特別 勤務手当	部長10,000円, 課長9,000円, 課長補佐8,000円など			4,113千円	36,723円
単身赴任手当	月額26,000円 (距離に応じて6,000円 から58,000円加算)	同じ		0千円	0円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	927,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000円/593,400円	
	副 市 区 町 村 長	746,000円	885,000円/547,600円	
報 酬	議 長	469,000円	737,000円/372,000円	
	副 議 長	423,000円	653,000円/294,000円	
	議 員	398,000円	591,000円/266,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.25月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.25月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×22.0 給料月額×12.4	(1期の手当額) 20,394千円 9,250千円	(支給時期) 在任期間毎 在任期間毎
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

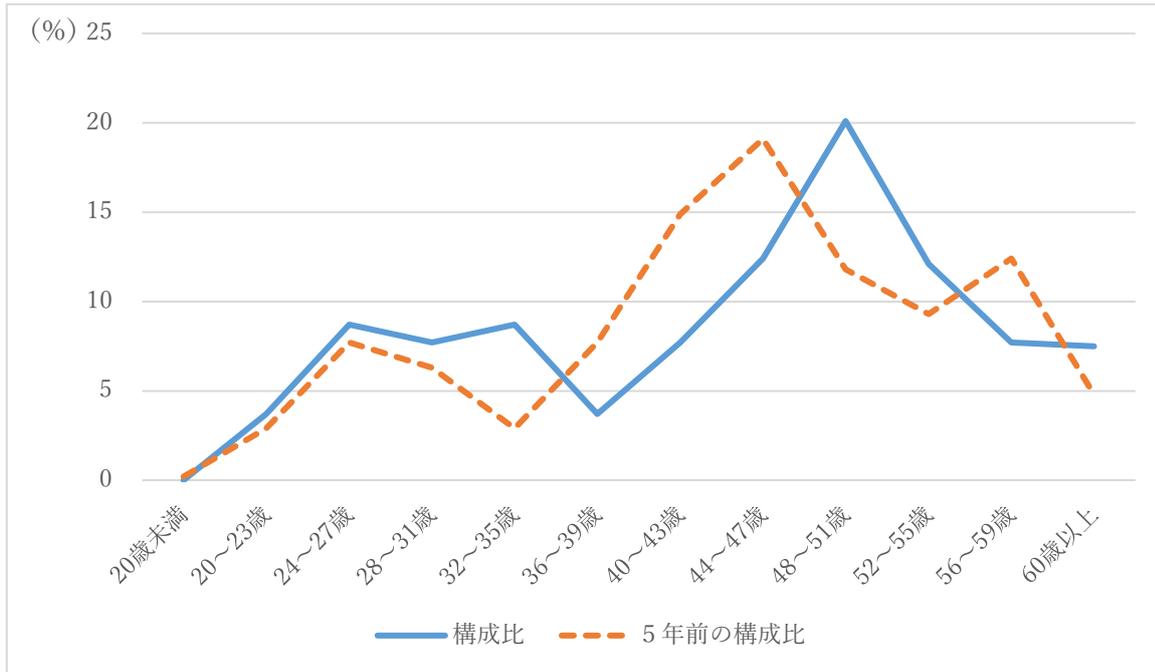
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通 会 計 部 門	一般行政 部門	議会	5	5	0	
		総務	127	125	▲2	業務改善
		税務	26	24	▲2	業務改善
		民生	77	80	▲3	業務充実
		衛生	39	35	▲4	機構改革、業務改善
労働		1	1	0		
農林水産		14	14	0		
商工		10	9	▲1	業務改善	
土木		51	45	▲6	機構改革、業務改善	
計			350	338	▲12	<参考> 人口1万当たり職員数44.58人 (類似団体の人口1万当たりの職員数51.55人)
	教育部門	44	54	10	機構改革、業務改善	
	消防部門	0	0	0		
	小計	394	392	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数51.71人 (類似団体の人口1万当たりの職員数65.15人)	
公営 会 社 等 部 門	下水道	7	7	0		
	その他	30	29	▲1	業務改善	
	小計	37	36	▲1		
合計			431	428	▲3	<参考> 人口1万当たり職員数56.45人
			[617]	[617]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	16人	37人	33人	37人	16人	33人	53人	86人	52人	33人	32人	428人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	30年	R元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	356	346	357	353	350	338	▲18(▲5.1%)
教育	48	51	47	43	44	54	6(12.5%)
普通会計計	404	397	404	396	394	392	▲12(3.0%)
公営企業等会計計	38	41	39	39	37	36	▲9(▲23.7%)
総合計	442	438	443	435	431	428	▲14(▲3.2%)

(単位：人・%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。